改正概要説明書	
国名： シンガポール	法令名：意匠法
改正情報：2022 年 11 月 21 日施行	

改正概要：

「Intellectual Property (Border Enforcement) Act 2018」の施行(2018 年 8 月 20 日公布，2022 年 11 月 21 日施行)に伴い下記が改正された。

1. 権利の部分放棄規定に関する経過措置の整備

・第 30A 条(2A)(2B)：意匠の特定の特徴に関する権利の部分放棄に係る規定（第 30A 条(1)-(3)，2022 年 6 月 10 日施行）に関する経過措置規定を整備した。

2. 意匠権侵害の税関取締措置に関する規定の整備

・第 68A 条：意匠権侵害の税関取締措置について，関連規定に使用される用語の定義を追加して整備した。

・第 68B 条：意匠権侵害品税関取締について，長官が税関当局に権限を委任することができる旨の規定を新設した。

・第 68C 条：税関取締の申立等に係る手数料の規定を新設した。

・第 68D 条：登録意匠の所有者は，税関に侵害疑義商品の輸出入について差押を請求することができる旨の規定を新設した。

・第 68E 条：税関職員は，第 68D 条に基づき商品の差押を拒否することができるが，請求者が必要な預託又は担保を提供した場合は除く旨の規定を新設した。

・第 68F 条：差押商品の保管について，長官の指示により，占有者又は請求者が保管者になる旨の規定を新設した。

・第 68G 条：差押通知は，輸入者又は輸出者及び請求者に対して，郵送又はメールによりなされる旨の規定を新設した。

・第 68H 条-第 68I 条：税関取締による意匠権侵害疑義商品差押の後，侵害取締権限を有する税関職員等は，関係者に情報又は書類を提供するよう要求できる旨，要求の要件，要求を受けた者の違反に対する制裁，差押の請求者に対する輸出入の関係者に関する情報の提供等についての規定を新設した。

・第 68J 条-第 68K 条：請求者又は輸出入者による差押商品の検査，政府による差押商品の没収に関する規定を新設した。

・第 68L 条-第 68M 条：差押商品の留置期間の満了日前に，請求者が商品に関して侵害訴訟を開始し，その旨を長官に対して通知していない場合は，長官は，輸出入者に対し，当該期間の満了日後にできる限り早く差押商品を解放しなければならない旨，及び，差押による被害者に対する賠償命令に関する規定を新設した。

・第 68N 条-第 68Q 条：差押商品に関する侵害訴訟，差押商品の管理の維持，差押商品の処分，不十分な担保に関し，規定を新設した。

・第 68R 条-第 68X 条：授権職員の車両に関する検査の権限，包装等の検査，包装及び商品を検査場に移動させる権限，手荷物及び所持品の検査，一定の構内に立ち入るための授権職員の権限，妨害する者に対する罰則，並びに，授権職員はその職務の遂行について個人的な責任を負わない旨の規定を新設した。

改正内容：

・第 30A 条

(2A)は権利の部分放棄に関する新設項である。

・第 68A 条-第 68X 条

国境取締措置に関する新設条文である。

「Intellectual Property (Border Enforcement) Act 2018」の施行(2018 年 8 月 20 日公布，2022 年 11 月 21 日施行)に伴う改正。同時に地理的表示法も国境取締措置に関して改正され施行された。なお，商標法及び著作権法に関しては，2019 年 11 月 21 日に施行されている。